第6章 よくある質問(FAQ)

本章は、被災者支援制度におけるマイナポータルの活用に当たって、特に留意すべき事項や疑義が生じやすいと考えられるものを FAQ 形式で説明する。適宜参照し、準備等の参考とすること。

6.1 よくある質問(FAQ)

No.	カテゴリ	Q	А
1	アカウント管理	一定期間でログインパスワードを変更しなければならないのか。	ぴったりサービス(管理者画面)には、パスワードポリシーが存在し、ログイ
			ンパスワードの有効期間は 60 日となっている。 前回のパスワード設定から
			60 日が経つと、パスワード変更の画面が表示されるため、速やかに変更す
			వె
2	操作(一般)	申請届出様式をアップロードせずに承認申請をしたい。	[申請手続(編集・登録)] 画面において、以下の設定項目欄のチェッ
			クボックスをオフとすることで、申請届出様式の有無にかかわらず、運用部
			局に対する承認申請が可能となる。
			・「このシステムから電子申請を受け付ける」
			・「このシステムから申請書の印刷を可能とする」
			参照項目
			● 第3章 3.2.2 操作内容
			・B. 手続管理ユーザが実施する操作
			 ・2. 手続の登録(概要)
			 ・(2)手続の内容を確認する(手続の登録・修正)
			参考資料
			■ 操作マニュアル <地方公共団体向け> ~サービス登録編~
			・05 手続を登録、編集する
			 ・2. サービスメニュー内谷を唯認する(手続) ・2. 申請手続(編集・登録)画面について
			・7. 【設定項目】の設定内容概要
3	方法	サービス検索機能は活用するが、電子申請機能は活用しない	[申請手続 (編集・登録)] 画面において、以下の設定項目のチェック
		場合はどのように設定すればよいか。	ボックスをオフとすることで、電子申請を受け付けない設定が可能となる。
			・「このシステムからの電子申請を受け付ける」
			なお、印刷した申請届出様式を用いて窓口での申請等を受け付ける場合
			は、以下の設定項目のチェックボックスをオンにすること。これにより、[申請
			する] ボタンが表示され、申請書の入力とダウンロード、印刷が可能とな
			3.
			・「このシステムから申請書の印刷を可能とする」

		参照項目
		■ 第3章 3.2.2 操作内容
		・B. 手続管理ユーザが実施する操作
		 ・2. 手続の登録(概要) ・(2) 手続の内容を確認する(手続の登録・修正)
		参考資料
		• 操作マニュアル < 地方公共団体向け> ~ サービス登録編~
		・05 手続を登録、編集する ・2 サービスメニュー内容を確認する (王結)
		・2. 申請手続(編集・登録) 画面について
		・7. 【設定項目】の設定内容概要
4	電子申請機能の活用に当たって、手続内容を公開する一方	[申請手続(編集・登録)] 画面において、【受付期間】の「公開開始
	で、電子申請は、申請等の受付体制が整うまで受け付けない	日以降に受付ける」にチェックを入れ、受付開始日を入力することで、手続
	設定としたい。	内容の公開以降に電子申請の受付開始日時を設定することが可能とな
		<u>ත</u> .
		なお、設定した受付開始日を、当該受付開始日が到来する前に変更す
		ることも可能だが、その場合には改めて運用部局に対して承認申請を行う
		必要がある。
		参照項目
		 第3章 3.2.2 操作内容
		 ・B. 手続管埋ユーザが実施する操作 ・2 手続の登録(概要)
		 ・(2)手続の内容を確認する(手続の登録・修正)
		参考資料
		■ 操作マニュアル <地方公共団体向け> ~サービス登録編~
		 ・05 手続を登録、編集する 2 サ ビス・ビー・ 中空を確認する (手体)
		•2. リービスメニュー内谷を確認する(十初) •2. 申請手続(編集・登録)画面について
		・13. 【受付期間】期間を指定して申請を受け付ける
5	サービス・制度(又は手続)を非公開としたい。	サービス・制度(又は手続)を非公開にする方法は、以下の2とおり。
		①登録に当たり、承認申請を行わないこと。
		(承認申請を行い、運用部局から承認されることで公開されるため。)
		②サービス・制度(又は手続)の承認後に非公開としたい場合は、サービ
		ス・制度(又は手続)(編集・登録)画面において、 [公開停止] ボ
		タンを押すことで、非公開となる。
		なお、再度、公開する場合は、運用部局に対する承認申請は要しない。

			 参照項目 第3章 3.2.2 操作内容 ・B.手続管理ユーザが実施する操作 ・2.手続の登録(概要) ・(5)手続の公開を停止(又は再開)する
			 参考資料 操作マニュアル <地方公共団体向け> ~サービス登録編~ ・04 サービス・制度を登録、編集する ・4. サービス・制度を公開停止・再開する ・1. サービス・制度の公開を停止する ・05 手続を登録、編集する ・5. 手続を公開停止・再開する ・2. 手続の公開を停止する
6		サービス・制度を非公開とした場合、サービス・制度に紐づく手 続も非公開となるか。	サービス・制度に紐づく手続も非公開となる。
7	承認申請	サービス・制度(又は手続)の内容を修正することは、運用 部局から承認された後も可能か。	 運用部局に承認された後も、登録内容の修正は可能である。ただし、修 正を反映させるには、再度、運用部局に対して承認申請を行う必要があ る。 なお、承認された後にサービス・制度(又は手続)を非公開とする場合 は、[申請手続(編集・登録)]画面において、[公開停止]ボタンを 押下し、公開状態を「公開停止」にすることで、非公開となる。この場合、 承認申請は要しない(公開を再開する場合も同様)。 第3章 3. 2. 2 操作内容 ・B. 手続管理ユーザが実施する操作 ・2. 手続の登録(概要) ・(5)手続の公開を停止(又は再開)する 参考資料 操作マニュアル <地方公共団体向け> ~サービス登録編~ ・04 サービス・制度を登録、編集する ・1. サービス・制度の公開を停止する ・05 手続を登録、編集する ・5. 手続を登録、編集する ・5. 手続を登録、編集する

8	手続の体系	同一の手続に複数の登録を行うことができるか。	複数の災害による被害が生じ、そのいずれに対しても被災者支援を実施
			する場合、同一の手続に複数の登録を行うことができる。
			[申請手続追加] 画面において [手続の追加] をクリックし、すでに登
			録を行っている手続名称を選択し、「次へ」をクリックすると新たに手続を
			作成することができる。
			なお、申請届出様式の登録時の注意点として、すでに作成済の手続で申
			請届出様式の登録がされている場合、手続の登録直後は、 [申請手続
			(編集・登録)]画面において「様式の編集」をクリックすると、すでに作
			成済の手続に登録されている申請届出様式が初期表示される。手続を
			追加した場合は、 [文字認識] 画面において、「帳票を新規作成」を行
			ったうえでフォーム編集を行い、申請届出様式の登録を行うこと。
			その際、「帳票を新規作成」内のコピー機能を利用することで、作成済の
			手続の入力フォームを利用することが可能である。
			参照項目
			● 第3章 3.2.2 操作内容
			 B. 手続管理ユーザが実施する操作
			 ・2. 手続の登録(概要) ・(1) 手続を追加する
			 ・(3)申請届出様式を登録する
			参考資料
			 操作マニュアル く地方公共団体向け> ~サービス登録編~
			・05 手続を登録、編集する
			 ・3.申請届出様式を確認・修正する ・12.手続追加を伴う様式を新規登録する場合
9	様式の編集	申請届出様式をページ単位で追加・削除又は差替えをした	く追加・削除をしたい場合>
		٤,	[文字認識] 画面において、 [+ページを追加] をクリックし、ページを追
			加することができる。また、同じ画面から[削除]をクリックし、対象ページ
			を削除することができる。
			<差替えをしたい場合>
			[文字認識] 画面において、 [画像を差し替え] をクリックし、ページ単
			位で様式の差替えを行うことができる。差替えたいページを表示のうえ、
			[画像を差し替え] をクリックし、対象のページを差替えること。
			参照項目
			 第4章 4、2 ぴったりサービスの操作等
			・B. 手続管理ユーザが実施する操作
			 ・ 1. 手続の編集
			・(2)申請届出様式を確認・編集する

-		
		参考資料
		 操作マニュアル <地方公共団体向け> ~サービス登録編~ ・05 手続を登録、編集する ・3 申請尿出様式な確認・修正する
		・7. 様式のページを追加する
		・8. 必要のないページを削除する
10		
10	中請庙出様式が変更となった場合、再度アップロートが必要	又言修止寺の辁似な修止の場合は、「又子認識」 画面において、「画 ゆ羊」 株う「を加いしたスマトで、ページ単位で中誌 民山 増ずの羊林うが
	<i>JJ</i> [*] •	1%左し首え」をリックすることし、ハーン半位し半時周山棟丸の左首んが 7542 この場合 美林ラ前の1 カフォームの恐宁が引き継がれるため、次
		してる。この場合、左目へ前のヘバリノオームの設たかつに並がれるにの、必 一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一
		女にルひしや正で1 Jここ。
		円皮アッフロードで1 Jことし半前周山体12を史9ることも可能にか、この根本、1 カフェ / た正いデオスジェがたステレーの考えステレ
		の場面、ハノリノオームを再設定9つ応安がのることに田忌9つここ。
		参照項目
		• 第4章 4.2 ぴったりサービスの操作等
		 ・B. 手続管理ユーザが実施する操作 ・1. 手続の編集
		・(2)申請届出様式を確認・編集する
		参考資料
		 操作マニュアル <地方公共団体向け> ~サービス登録編~
		 ・05 手続を登録、編集する 2 由港屋川送台を施設 検エオス
		・3. 中前面山禄工で確認・10 ビタる ・11. 登録済手続の様式を再登録する場合
11	申請届出様式を再登録した場合、入力フォームの設定は引き	<帳票新規作成方式の場合(新規帳票をアップロードする)>
	継がれるか。	入力フォームの再設定が必要となる。
		<帳票新規作成方式の場合(登録済み帳票データをコピーする)>
		コピー元帳票の入力フォームが引き継がれる。
		<画像差し替え方式の場合>
		すでに設定している入力フォームが引き継がれる。
		参照項目
		 第4章 4.2 ぴったりサービスの操作等
		 B. 手続管理ユーザが実施する操作 ・1 手続の編集
		・ (2) 申請届出様式を確認・編集する

			 参考資料 操作マニュアル < 地方公共団体向け> ~ サービス登録編~ ・05 手続を登録、編集する ・3.申請届出様式を確認・修正する ・11.登録済手続の様式を再登録する場合
12		登録済の申請届出様式を流用して、他の手続でも使用した	申請届出様式の登録は、手続ごとに実施する必要がある(流用すること
		い。また、原本を残した状態で修正したい。	はできない)。
			[帳票新規作成] 画面において、 [コピー] をクリックすることで、登録済
			の帳票をコピーして取り込むことが可能である。※コピー元の手続は変更さ
			れることなく、原本を残した状態となる。
13	被災者支援手続	保証人が必要な申請について、本人以外の者も含め、1つの	ぴったりサービスによる電子申請は、複数人で1つの申請を編集したり、電
		申請に対して複数名で編集を行ったり、電子署名を付与した	子署名を付与したりすることはできない。このため、保証人の本人確認は
		りすることはできるか。	別途行うなど、運用フローの検討を行うこと。
14		1つの手続の中で、被災者が申請を行った後、当該申請につ	ぴったりサービスによる電子申請は、すでに申請した手続につき、修正等を
		いて修正等の必要があり、市町村から別途申請を求める場合	することはできない。このため、被災者に対して、複数回の申請を求める場
		は、ぴったりサービスの電子申請機能を活用することは可能か。	合は、ぴったりサービスによる電子申請以外(窓口、郵送等)の方法で
			受け付ける必要がある。

